

令和6年 網走市議会
文教民生委員会 会議録
令和6年12月6日(金曜日)

○日時 令和6年12月6日 午前10時00分開会

○場所 議場

○議件

1. 議案第1号 令和6年度網走市一般会計補正
予算中、所管分
2. 議案第2号 令和6年度網走市国民健康保険
特別会計補正予算
3. 議案第3号 令和6年度網走市後期高齢者医
療特別会計補正予算
4. 議案第4号 網走市附属機関条例及び報酬職員
給与条例の一部を改正する条例制
定について
5. 議案第5号 網走市保健センター条例の一部を
改正する条例制定について
6. 議案第6号 網走市家庭的保育事業等の設備及び
運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例制定について
7. 議案第7号 網走市行政手続における特定の個人
を識別するための番号の利用等に関
する法律に基づく個人番号の利用及
び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例制定について
8. 議案第9号 網走市外3町介護認定審査会共同設
置規約の変更について
9. 議案第10号 網走市外3町障害支援区分認定審査
会共同設置規約の変更について
10. 請願第15号 大空町に広域ごみ処理施設を新設
することに関する請願
11. 高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求
める意見書提出要請
12. 選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見
書提出要請
13. 新型コロナウイルス感染症に対する経済的な負担
軽減を求める意見書提出要請

(6.9.6 継続審査)

○出席委員(7名)

委員長 永本浩子
副委員長 村椿敏章
委員 金兵智則

栗田政男

里見哲也

古田純也

古都宣裕

○欠席委員(0名)

○議長 平賀貴幸

○委員外議員(1名) 松浦敏司

○傍聴議員(6名)

石垣直樹

井戸達也

澤谷淳子

立崎聡一

深津晴江

山田庫司郎

○説明者

副市長 後藤利博

企画総務部長 秋葉孝博

市民環境部長 田邊雄三

健康福祉部長 結城慎二

企画調整課長 佐々木司

社会福祉課長 清杉利明

生活環境課長 寺口貴広

廃棄物処理広域化推進室参事 田中正幸

廃棄物処理広域化推進室参事 松井直行

○事務局職員

事務局長 岩尾弘敏

次長 石井公晶

総務議事係長 和田亮

総務議事係 早渕由樹

午前10時00分開会

○永本浩子委員長 ただいまから、文教民生委員会を
開催いたします。

本日の委員会では、付託されました議案9件、請願
1件、要請3件(内、継続審査1件)について審査し

ます。

本日の進行ですが、まず、市民環境部関係分について審査後、理事者入れ替えをし、健康福祉部関係分について審査いたします。その後、理事者入れ替えをし、社会教育部関係分について審査を行います。その後も理事者入れ替えをし、請願等の審査を行います。

それでは、まず初めに、議案第1号令和6年度網走市一般会計補正予算、国民健康保険特別会計繰出金、議案第2号令和6年度網走市国民健康保険特別会計補正予算について、関連がありますので、一括して説明を求めます。

○渡邊眞知子戸籍保険課長 議案第1号及び第2号令和6年度一般会計社会福祉総務費及び国民健康保険特別会計補正予算につきまして、一括して御説明いたします。

議案資料14ページを御覧ください。

初めに、国民健康保険特別会計補正予算について御説明いたします。

補正の理由及び内容ですが、マイナ保険証推進業務について国庫補助金が追加交付されることから、一般会計の繰出金を減額補正し、国民健康保険特別会計において財源補正を行うものです。

また、同じく国民健康保険特別会計において、前年度の交付金等返還金の確定に伴い、過年度交付金等返還金52万7,000円を追加補正するものです。

2. 補正額、(1)歳出予算、①国民健康保険趣旨普及費ですが、マイナ保険証の周知に関する経費が国庫補助金の対象となったことから、一般会計からの繰入金で予算措置していたものを国庫補助金へ財源補正するものです。

ここで、一般会計の社会福祉総務費、国民健康保険特別会計繰出金の議案資料9ページを御覧ください。

国民健康保険特別会計の財源補正に伴い、一般会計から繰り出しする19万円が減額補正となります。

その財源は、2. 補正額に記載のとおり、全額一般財源となります。

続きまして、国民健康保険特別会計補正予算に戻りまして、14ページを御覧ください。

2. 補正額、(1)歳出予算、②過年度交付金等返還金ですが、前年度の交付金額の確定に伴い返還金が生じたことから52万7000円を追加補正し、その財源は全額基金繰入金となります。

以上で説明を終わります。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第1号中、後期高齢者医療療養給付費負担金、議案第3号令和6年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算について、関連がありますので、一括して説明を求めます。

○渡邊眞知子戸籍保険課長 議案第1号及び第3号令和6年度一般会計高齢者福祉費及び後期高齢者医療特別会計補正予算につきまして、一括して御説明いたします。

議案資料12ページを御覧ください。

初めに、一般会計高齢者福祉費、後期高齢者医療療養給付費負担金の補正予算について御説明いたします。

補正の理由及び内容ですが、令和5年度分の医療費の確定、精算により令和6年度分が変更となったため、後期高齢者医療療養給付費負担金4,444万9,000円を減額補正するものです。

この事業に係る財源等につきましては、2の補正額、(1)歳出予算、①後期高齢者医療療養給付費負担金に記載のとおり、全額一般財源となっております。

続きまして、後期高齢者医療特別会計繰出金ですが、後期高齢者医療特別会計から説明させていただきます。

議案資料15ページを御覧ください。

補正の理由及び内容ですが、マイナ保険証推進業務について特別調整交付金が追加交付されることから、後期高齢者特別医療特別会計医療給付事務費において財源補正を行い、また、後期高齢者医療広域連合保険料等納付金について、保険基盤安定分が確定したことに伴い、1,424万2,000円を減額補正するものです。

次に、2. 補正額、(1)歳出予算、①医療給付事務費ですが、保険証更新時の郵送料のうち特定記録分の料金について、一般会計からの繰入金で予算措置しておりましたが、令和6年度の特例調整交付金の対象となったため、広域連合交付金へ財源を補正するものです。続きまして、②後期高齢者医療広域連合保険料等納付金ですが、先に御説明のとおり、保険基盤安定分の確定により減額補正となるもので、補正額の財源内訳は、全額一般会計繰入金となります。この納付金の減額1,424万2,000円と、①医療給付事務費103万3,000円の財源補正による減額分と合わせた1,527万5,000円が、議案資料12ページの一般会計高齢者福祉費、後期高齢者医療特別会計繰出金の減額及び財源補

正となります。

2. 補正額、(1)歳出予算の②及び(2)歳入予算に記載のとおり、補正の財源は、道負担金である後期高齢者医療保険基盤安定拠出金1,068万1,000円と一般財源459万4,000円となっております。

以上で説明を終わります。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第1号令和6年度網走市一般会計補正予算中、市民環境部関係分、議案第2号令和6年度網走市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号令和6年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○永本浩子委員長 それでは、次に、議案第4号網走市附属機関条例及び報酬職員給与条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○八百坂則勝生活環境課参事 議案資料16ページ、資料2号を御覧願います。

議案第4号網走市附属機関条例及び報酬職員給与条例の一部改正概要について御説明申し上げます。

初めに、改正の趣旨でございますが、網走市空家等対策協議会を附属機関とするため、関係2条例の所要の改正を行うものでございます。

改正条例及び内容についてでございますが、第1条では、網走市の附属機関として網走市空家等対策協議会を追加するものです。

本協議会は、空家等対策計画の策定を主な目的として、市が要綱を制定して開催しておりましたが、今後は計画の見直しや特定空き家等の措置の方針について指導助言をいただくなど、市に対して具申していく色合いが濃くなっていくため、空家等対策の推進に関する特別措置法第8条第1項に規定しております協議会として、附属機関条例別表に追加するものでございます。また、第2条では、網走市空家等対策協議会の委員の報酬として、1会議当たり、会長6,500円、委員6,000円を定めようとするものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○村椿敏章委員 空き家が増えている、そして対策をしっかりとしていかなければならないということから、今回こういう報酬を決めるということですけれども、空き家の件数はどれほどあるんですか。

○八百坂則勝生活環境課参事 11月末時点の現在の数字でございますが、全体で59件、そのうち特定空き家に当たるものが14件、その他管理不全の空き家が45件という数字となっております。

○村椿敏章委員 非常に少ないと思いますけれども、これから空き家対策が必要ですから、しっかりとやってもらいたいと思います。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑。

○金兵智則委員 今御説明をいただいたとおり、もともとあった協議会をということですが、説明もいただいたと思いますが、改めてお伺いしますけれども、役割が変わるという説明があったのかなと思ったんですが、詳しく御説明いただいても大丈夫ですか。

○八百坂則勝生活環境課参事 これまでも確かに協議会というのを設立、そして空き家対策計画の策定を目的として取り組んでまいりました。これまで、委員メインということではないんですが、空き家対策としましては、家であれば家屋の管理をしている会社さんに直接問い合わせたり、委員に直接相談するというわけではなくて、個別に管理している会社があればそういったところに問い合わせたりしているところではございました。それに加えまして、今後につきましては計画の見直しや新たな策定に加え、空き家等の体制の措置について、同じく助言や指導をいただくということを踏まえて、また今回、法に規定された協議会として、附属機関として役割を果たしていただくということを妥当として考えたところでございます。

○金兵智則委員 これまでの協議会でも計画の作成もやっていただいていたんですけれども、今後の新たに設置する協議会も、計画の見直しとかそういうことをやっていくんだったら、あまりやられていることは変わらないような気がするんですけれども。これに反対するところではないですが、今なぜこのタイミングでこれをしなければいけなかったのかというのが明確によくわからないんですけれども。

○八百坂則勝生活環境課参事 取組についてはそうだったんですが、当初の協議会を設立したときに、空き

家対策計画というのが実際につくられていなかったところでございまして、その計画の策定を主として目的として協議会を設立したところでございます。

○金兵智則委員 計画を策定するほうがより大変なのではないかと思うんですけども。別にお金を払っちゃいけないとかではないんですけども、今後のほうが、1回出来上がっているものの作成を見直ししていく、議論していくほうが楽という言い方はおかしいですが、出来上がっているものを改正していくほうがよりスムーズな流れになっていくのに、今なぜこのタイミングでこの協議会を附属機関と定めなければいけないのかというのがわからないんですけども。

○田邊雄三市民環境部長 金兵委員御発言のとおり、協議会はもともとあり、要綱で規定をしておりました。1期目の計画の策定は終わっているんですけども、その期間を6年間ということで見直し、改定も含めて、これから新たな計画をつくっていく時期にもありましたし、先ほど参事が申し上げましたとおり、空き家が今後いろいろな処分決定をしていかなければいけないときに、これまでは市の判断とか業者情報を基にやっていたんですけども、そこで委員の意見もいただきたいということで、これらの職責等々、附属機関が妥当ということで、今回このタイミングで附属機関にさせていただくという御提案をしたところです。

○金兵智則委員 であれば、開催頻度が増えたりする可能性も出てきますし、計画の策定の先、空き家処分なんかの議論をしていただくことが今後増えてくるという状況が見えたので、このタイミングだという理解でいいということですね。わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。
よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第4号網走市附属機関条例及び報酬職員給与と条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

○永本浩子委員長 次に、議案第7号網走市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 議案資料5号24ページを御覧ください。

議案第7号網走市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

1. 変更の趣旨でございますが、市の各種医療費助成事業での資格確認において、申請者の負担軽減を図るため、受給者の健康保険情報とのシステム連携ができるよう、当該条例の所要の改正を行うものであります。

2. 変更の内容でございますが、条例別表に規定する医療保険給付関係情報に健康保険法各法を追加するものであります。

3. 施行期日につきましては、公布の日から施行するものといたします。

以上で説明を終わります。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○村椿敏章委員 今回の条例、一部改正ですが、内容がよくわからないというか、利用者の負担軽減という話を今されていますけれども、実際どういうふうに負担軽減されるのか伺いたいと思います。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 これまで申請の際は健康保険証や、今後であればマイナ保険証などの健康保険に加入しているという、加入がわかるものを必ず持参していただいておりますが、今回の改正によりまして、具体例としましては、万が一保険証とかを忘れた場合もこちらの情報連携で確認ができるため、再度御来場いただくなくても手続きができるということで、申請者の利便性につながるということで改正しております。

○村椿敏章委員 ホームページを見ると、健康保険証とか資格確認証、マイナ保険証などいずれか1点持ってきてくださいという部分がかかれていますが、もしそれを忘れたとしても受け付けられるということなんですね。

この辺の文言についてこれからは変わらない、ホームページに示される部分についても今までどおりということなのではないでしょうか。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 基本的には御本人がわかるものを持っていただくということは変わりませんので、万が一忘れた場合ということで記載というか、こちらの改正ですので、そちらに記載するという予定はまだございません。

○村椿敏章委員 わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。
よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第7号網走市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、ここで理事者入れ替えのため暫時休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前10時22分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

次に、議案第1号中、暖房用燃料等価格高騰緊急対策事業について説明を求めます。

○清杉利明社会福祉課長 議案資料10ページを御覧願います。

令和6年度一般会計社会福祉総務費、暖房用燃料等価格高騰緊急対策事業の補正予算につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります。国際情勢等を背景としました原油価格高騰の影響により、灯油価格が高価格で推移をしておりますが、この状況が今後も続く見通しであることから、在宅で生活する低所得世帯に対し、厳寒期における暖房用燃料に使用する灯油等の購入費用の一部を助成するため必要となる経費を追加補正するものであり、金額は事務的経費と助成金で4,046万3,000円となります。

2の補正額であります。歳出予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては記載のとおりとなり、補正額4,046万3,000円の財源内訳は、全額一般財源となります。

3の事業の概要であります。助成の対象につきましては、基準日となる令和6年11月1日現在、網走市に住民登録のある令和6年度市民税非課税世帯で、福祉施設等への入所や医療機関に長期入院している世帯を除き、資料11ページに記載の②から⑤に記載の高齢者、障がい者、ひとり親、生活保護受給世帯としております。

助成額につきましては、1世帯当たり1万円とし、暖房用燃料券の交付による助成を基本としますが、オ

ール電化住宅等自宅の暖房装置の関係により、燃料等の購入に際して暖房用燃料券を使用できない世帯に対しましては、申出により状況を確認させていただいた後、必要な要件を満たしている場合は現金支給を行うこととしております。

また、対象世帯は3,900世帯を見込んでおりまして、申請期間は令和7年3月5日までとしております。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○村椿敏章委員 福祉灯油、暖房用燃料等価格高騰緊急対策事業ということで、非常にいい事業が出されたなど、この高物価の中で大変な状況ですから非常にいいと思うんですけども。

まず、対象者が非課税世帯ということで、以前、非課税世帯だけではなくて市民税の均等割のみがかかっている世帯への支援というのもあったと思うんですが、その市民税のみの世帯と非課税世帯の収入の差というんですかね、その辺はどのような状況になっているか伺いたいと思います。

○清杉利明社会福祉課長 市民税が非課税、均等割が非課税の世帯と均等割のみかかる世帯の収入の差ということでございますが、非課税相当でいきますと、給与収入であれば、扶養者がいなければ93万円、均等割のみのかかる部分は、給与収入で93万円を超えて100万円の中での収入がある方が均等割のみがかかるといいう状況でございます。

○村椿敏章委員 今回の御答弁でいくと、約7万円の差の中で非課税世帯から漏れてしまうということになっているというのが現状だと思うんですね。ぜひ、均等割りのみの世帯も福祉灯油が出せないかと考えるわけですけども、御見解を伺いたいと思います。

○清杉利明社会福祉課長 真に価格高騰の影響が多大であるという部分で、均等割も非課税の世帯に絞らせていただいているところです。

○村椿敏章委員 すみません、そうしたら、均等割は入っていないんですか。

○清杉利明社会福祉課長 均等割も非課税の世帯が基本となっております。

○村椿敏章委員 均等割の非課税世帯ということですね。均等割のみの課税されている世帯は入っていないということですから、ぜひ今後も検討していただけたらと思います。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○古都宣裕委員 この事業は大変結構かなとは思いますが、今回1万円とした根拠はあるのでしょうか。以前、1万円ではなくほかの金額だったりしたと、僕の記憶違いではなければあると思うんですけども、今回1万円とした理由は何でしょうか。

○清杉利明社会福祉課長 令和3年度から毎年この事業で支給をしているところですが、そこから毎年度1万円で実施をしてきているところです。

○古都宣裕委員 では、この令和3年度からの物価高騰があるのは重々承知していると思うんですけども、限られた財源の中でやっていること自体も大変有意義だとは思いますが、それらを加味したときに1万円の継続になった理由は何かあるのでしょうか。

○清杉利明社会福祉課長 平均的ではありますが、冬場の灯油の使用量は、標準世帯でいきますと約1,000リットルということで示されておりますが、そのうちの価格高騰している全額は一般財源を使用して実施しているものですから、そのうち今20円程度上がってきておりますが、そのうちの半分程度ではありますが、その一部について助成をしようということで1万円とさせていただいているところです。

また、これまでも国のほうで経済対策として様々な給付金を実施してきておりますが、今年度につきましても、今、国会で補正予算を上程して審議をされておりますが、そちらのほうでも給付金を予定しているところから据え置きで1万円とさせていただきました。

○古都宣裕委員 わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○金兵智則委員 まず、対象世帯が3,900世帯を推計されていると書いていますけれども、そのうち暖房用燃料券を使用できない世帯はどれぐらいあると見込んでいますか。

○清杉利明社会福祉課長 去年の実績で言いますと、約100世帯程度というふうに見込んでおります。

○金兵智則委員 100世帯は暖房用燃料券が使えないと。となると、現金でお支払いをしていると。この暖房用燃料券というのがいいのか悪いのかという話も、いつまで券でやるんだらうという、これだけね。ペーパーレスというか、データでお金もやり取りするような時代になってきていますので、本当にこの券が必要なのかと思うんですが。ただ、これじゃないと本当に暖房に使われたかどうかわからない、でも、この100世帯はもう致し方ないという見込みなんですよ。

○清杉利明社会福祉課長 そのうちの大部分がオール電化住宅も進んできておりまして、燃料券が使えないというところで、現金支給としているところです。

○金兵智則委員 オール電化なので電気代に使われているだろうというところで、それは電気代に使われたかどうかはもう見えない。もうしようがないですよ。現金で支払った場合はお金に色はついていないですからね、どこに使われているか。もうここはしようがないけれども、ほかの暖房を使われているところはこの券で対応しないと色がつかない。お金では先が追えないから、今後もこの券を使っていきたいという考え方なんですよ。

○清杉利明社会福祉課長 燃料券で実施している部分は、灯油業者も支払いが滞るとかということで、券で支給をすれば実際にそこで使われるというところで、燃料券を継続しているところがございます。

○金兵智則委員 券の発行に50万ぐらいかかるんですね、もったいないと言えどもったいないのかなと思いますけれども、何かいい方法があればいいかなと思うんですけども、お金に色をつけるわけにはいかないんでね。難しいのかもしれないですが、何かよい方法があればまた御提案なんかできればいいかなと思うんですけども、多分難しいですよ。お金に色がつかないんでね。そこについてはわかりました。

それと、これ、そもそも昔というか以前は灯油がリッター100円を超えるとみたいな感じを言っていたんですけども、今もう100円を超えるのが当たり前になってしまっているの、この辺は、この事業をやるやらないの基準はどこかに設けているんですか。

○清杉利明社会福祉課長 燃料価格、それから経済状況、様々、賃金の上昇ですとか年金の上昇ですとか、そこら辺も総合的に加味して判断をしていくこととなると思います。

○金兵智則委員 わかりました。では、その判断の中で、この券の1世帯1万円というところを、また様々加味して金額を変えていく必要性が出てくる時期ももしかするとあるかもしれないという考え方でいいということですね。

○清杉利明社会福祉課長 その同年度で、様々総合的に判断して、実際の価格については検討したいというふうにあります。

○金兵智則委員 これ、令和3年度から毎年やられているというふうにおっしゃってましたし、たしか去年と今と比べると灯油も3円ぐらい多分高いんですよ、今年のほうが。だと思えます。そうなる

と、本当に1万円がいいのかどうか。様々な国がやる経済対策とかも加味してということですので、この辺は臨機応変に対応してくれるというふうに理解をしたい。1万円は固定ではないよということではなくて、様々な状況を加味しながら金額を決めていくという理解をされていていいものなのかどうか。1万円がね、本当にこれでいいのかなというふうに考えるので、その辺はもうちょっといろいろなことを加味しながら様々な増やしていったり、減らしてはいただきたいんですけども、増やしていくことも検討していただけないかという理解でいいのかどうか、最後にお伺いしたいと思います。

○清杉利明社会福祉課長 先ほどもお話をしていますとおり、様々な状況、要件等加味して、その時々で判断をしたいというふうに思います。

○金兵智則委員 わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。
よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第1号令和6年度網走市一般会計補正予算中、健康福祉部関係分については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○永本浩子委員長 次に、議案第5号網走市保健センター条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○本橋洋樹健康推進課長 議案資料19ページを御覧願います。

網走市保健センター条例の一部を改正する条例制定につきまして御説明いたします。

1の趣旨についてですが、網走市保健センターは、現在、その位置を網走市北3条西1丁目1番地としておりますが、健康推進課及び子育て支援課の一部が執務場所を市庁舎に移転することから、現在建設中の新庁舎2階南側の健康推進課、子育て世代包括支援センターユカリエ及び検診ホール、授乳室、相談室一体を総称して網走市保健センターとするため、当該条例について所要の改正を行うものであります。

2の内容につきましては、網走市保健センターの位置を新庁舎の所在地とします。

あわせて、センターが行う事業について現状に即し整備するとともに、センターが単独施設から市庁舎の

一部となることによる条例を整備するものであります。

施行期日につきましては、規則、規則で定める日から施行するものであります。

説明は以上です。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。
質疑ございますか。

○村椿敏章委員 市役所内に子供の健診をしたりする施設が入るからこういうふうになるということなんでしょうけれども、それは理解するんですけども、今のがん検診とかミニドックはどちらでやる予定なのか、伺いたいと思います。

○本橋洋樹健康推進課長 がん検診とかミニドック検診とか女性のがん検診、それについては、次年度については、現在は旧って言うていいのかな、旧保健センターの一部を使用したり、また別会場を設けて行う予定でおります。令和8年度以降につきましても、今度、現在の保健センターになりますけれども、その一部を活用して行う予定でおります。

○村椿敏章委員 そうなれば、がん検診とかは旧保健センターという書き方をするという感じになるわけですね。新しい名前がつくのかな、どうなのかなというのちょっと含めてあれば。

○結城慎二健康福祉部長 現在の保健センターは、来年度改修を行って、令和7年度中もしくは8年度から別の用途で使う見込みとなっております。網走市保健センターが2月に本庁舎に移った段階でその名称は使用しなくなりますから、新たな施設は保健センターではなくて、新しい名前をつけることとなります。

○村椿敏章委員 はい、わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、議案第5号網走市保健センター条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永本浩子委員長 それでは次に、議案第6号網走市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○岩本純一子育て支援課長 議案資料21ページ、資料4号を御覧願います。

網走市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして御説明いたします。

1の趣旨でございますが、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことから、市が定める小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における保育士の配置基準を変更するため、当該条例の所要の改正を行うものでございます。

2の内容でございますが、保育士等の配置基準を、満3歳の児童についてはおおむね15人につき1人とし、満4歳以上の児童につきましてはおおむね25人につき1人とするものでございます。

3の施行期日でございますが、公布の日から施行しようとするものでございます。

経過措置であります。保育士及び保育従事者の配置状況を鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、本改正は適用せず、従前の規定を適用するものでございます。

改正部分につきましては、22ページから23ページの新旧対象表で御確認を願います。

なお、当市におきましては、本条例が適用となります小規模保育事業及び事業所内保育事業に該当する施設は現在のところございません。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○古都宣裕委員 今のところ、網走ではこの改正によって適用になるようなところはないという説明だったんですけども、この改正によって全く影響がないわけではなくて、例えば人員配置的に、先生が急な風邪だとかそういうので休まれたらちょっと厳しくなるよというところもないという現状なんですか。

○岩本純一子育て支援課長 こちらは網走市のほうが認可を行う家庭的保育事業等の事業になりますので、現在ところ影響はないということになります。この後、もしこういった事業をやりたいというところが出てきた場合には、この配置基準改正後のものを適用するという形に……、失礼しました。今回の条例の適用と適用にならない、市内にあります認可保育所、認定こども園、幼稚園等になりますが、こちらにつきましては認可権者が北海道となっております。こちらの北海道の条例につきましても、今回、国の改正に合わせまして同様の改正が行われているところになります。こちらの認定こども園、幼稚園等の改正によっての影響につきましては、現在のところ、大部分の施設でも

う既に、この3歳以上とか4歳以上の児童の配置基準につきましては、例えば担任の先生と副担任の先生がいるですとか、そういったところでもう既にチーム保育という形で行っておりますので、この改正によっての影響はないというふうに考えております。

○古都宣裕委員 わかりました。結構人材の確保が大変な業種だと思うので、そうした部分で急に何かあった場合も、この最後の2条の部分で、当分の間の、改正前の基準になるようなことも書かれているので、担保しているのかなとは思いますが、ちょっと疑問なのが、この当分の間というのはどれぐらいの期間を指すのか、定められているのか、結構猶予がアウトになっているのか、そういった形なんですかね。

○岩本純一子育て支援課長 具体的に当面の間いつまでというところは示されていないというところになります。

○古都宣裕委員 極端な話、それは1年とか2年かかっても、一応当面の間として見る事ができるという理解でいいんですか。

○岩本純一子育て支援課長 当面の間そういった形で見るとはできますけれども、極力新しい基準に基づいて配置していただくという、そういった指導にはなるかと思えます。

○古都宣裕委員 わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、議案第6号網走市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永本浩子委員長 次に、議案第9号網走市外3町介護認定審査会共同設置規約の変更について説明を求めます。

○小沼寛人介護福祉課長 議案資料28ページの資料7号を御覧願います。

議案第9号網走市外3町介護認定審査会共同設置規約の一部変更概要について御説明いたします。

1の趣旨でございますが、網走市役所庁舎の位置を変更することに伴い、共同設置規約の変更について市議会の議決を求めるものであります。

2の内容でございますが、1点目は、当該規約で定めております介護認定審査会の執務場所について、新

庁舎の住所である南5条東1丁目に変更しようとするものであります。2点目は、今回の変更に合わせて文言等の整理を行うものであります。

3の施行期日でございますが、新庁舎開庁予定日の令和7年2月25日から施行しようとするものであります。

また、新旧対象表につきましては、下段に記載しております。

説明については以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、議案第9号網走市外3町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永本浩子委員長 それでは次に、議案第10号網走市外3町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更について説明を求めます。

○清杉利明社会福祉課長 議案資料29ページ、資料8号を御覧願います。

議案第10号網走市外3町障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する概要につきまして御説明いたします。

1の変更の趣旨でございますが、網走市役所庁舎の位置を変更することに伴い、共同設置規約の変更につきまして、市議会の議決を求めるものでございます。

2の変更の内容でございますが、1点目は、当該規約で定めております、障害認定審査会の執務場所につきまして、新庁舎の住所である南5条東1丁目に変更しようとするものでございます。2点目は、今回の変更に合わせて文言等の整理を行うものでございます。

3の施行期日でございますが、新庁舎開庁予定の令和7年2月25日から施行しようとするものでございます。

また、新旧対象表につきましては、下段に記載しております。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、議案第10号網走市外3町障害支援区分認

定審査会共同設置規約の変更については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、ここで理事者入れ替えのため暫時休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時52分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

次に、議案第1号中、文化財保護事業、博物館網走監獄耐震対策補助金について説明を求めます。

○吉村学社会教育部長 議案資料13ページを御覧ください。

令和6年度一般会計文化財保護費、博物館網走監獄耐震対策補助金の補正予算について御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございますが、博物館網走監獄が実施する重要文化財建造物の耐震対策事業に対して、北海道から地域づくり総合交付金の交付内示を受けたことから、この耐震対策に対する補助金として歳入及び歳出補正を行おうとするものでございます。

2の補正額でございますが、同交付金として590万円を新たに歳入補正するとともに、博物館網走監獄耐震対策補助金の歳出160万円に補正額590万円を追加して、補正後の額は750万円に歳出補正しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○金兵智則委員 160万円の補正前の額があるので、もう御説明いただいているかもしれないですけども、改めて、全体で幾らの事業のうちの補助金が、これ590万円、幾らのうちこれが入ったのかをお示いただければと思います。

○吉村学社会教育部長 全体の事業費ということでございますけれども、事業計画全体でいきますと、庁舎、舎房、教誨堂及び食堂といったところの3棟について、博物館網走監獄が令和6年から11年度にかけて耐震対策を行う、そして今年はその実施設計の年ということでございます。

令和6年度は、その全体事業費として6,500万円が総事業費となります。そのうち国庫補助金が4,550万円を頂いて、その他、今年の当初予算として計上していただきました市の支援分160万円と、今回北海道か

ら交付金として頂く590万円が残り補助ということ
です。残金が監獄さんの自己資金ということで、今年度
事業を計画しているということになります。

○金兵智則委員 わかりました。令和6年から11年ま
での事業ということで、毎年このような補助を頂きな
がらやっていっていただくという考え方なんだと思
いますので、網走市にとって重要なものですので、御協
力できるところはしていただければなというふう
に思います。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。よろし
いでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第1号令和6年度網走市一般会計補正予算中、
社会教育部関係分については全会一致により原案可決
すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、ここで理事者入れ替えのため暫時休憩
いたします。

午前10時56分休憩

午前11時09分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

次に、ここで理事者からごみの広域処理に関する報
告がありますので、発言を許します。

○田邊雄三廃棄物処理広域化推進室長 ごみの広域処
理について御報告いたします。

大空町東藻琴の建設予定地については、盛土層から
廃棄物が確認され、地山が急斜面となっていることが
判明し、その対策について大空町での対応を確認し、
1市5町で構成する斜網地区廃棄物処理広域化推進協
議会で協議をしていくことをさきの委員会にも御説明
をしたところです。

12月4日に当協議会を開催し、大空町より建設予定
地を取り下げしたいとの申し出があり、協議をしたと
ころです。

大空町からは、建設地の盛土層の地山が急斜面であ
り、安定解析及び対策工事等に多額な費用と時間を要
すること、建設地の盛土層から廃棄物が確認され、適
正な処理に向けた協議等に時間を要することの取り
下げ理由の説明がありました。

このことを受け、1市5町の協議会として次のよう
に決定をいたしました。

建設予定地は、大空町の申出により白紙と決定。

1市5町の枠組みでの今後も検討を進めていくこと

の確認。

次の建設候補地の有無を含め、各市町持ち帰り検討
する。

次の会議は、今月末または年明けに予定をする。

一部事務組合の設立については、今後、整備スケジ
ュールの見通しが見えてきた段階で設立時期の協議を
していくことといたしました。

説明は以上となります。

○永本浩子委員長 それでは請願に入ります。

次に、請願第15号大空町に広域ごみ処理施設を新設
することに関する請願について審査を行います。

請願者より委員会での説明の申し出がありますの
で、説明聴取についてお諮りいたします。

説明聴取することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議ありませんので、請願者からの説明を聴取
することに決定いたしました。

なお、説明時間は5分以内といたします。

それでは、請願者は、請願・陳情説明者席にお着き
ください。

〔請願者着席〕

請願者の高木さん、説明をお願いいたします。

○請願者 ごみ処理施設を考える会 高木氏 今日は
意見を述べる機会をいただき、ありがとうございます。

ごみ処理施設を考える会を代表して発言いたしま
す。

ここ2、3日の急展開に驚いています。

建設予定地が白紙撤回となりました。撤回された建
設予定地は、地元では左沢と右沢と呼ばれる沢に囲ま
れた分水嶺の狭い尾根でした。30年以上前から沢に向
かって、公共残土だけでなく公共残渣の捨場だっ
と、地元では知る人ぞ知る土地だったので。

白紙撤回となりましたが、私たちはごみがあったか
らということではなく、住民の合意のない進め方は納
得できない、また、人口の少ない東藻琴が本当に適切
な場所なのか検討していただきたいと願って請願いた
しました。

2021年12月に市町長会議において第一候補として大空
町が要請されたとあります。ですが、それ以前に大空
町の前町長が広域でどうでしょうと呼びかけ、それは
いいと渡り船に市町長が乗ったのです。スタートした
この時点から東藻琴の住民は聞かされていません。住
民は蚊帳の外でした。そのたった2か月後です。最初
の候補地、それは現在の焼却場近くにある土取場です

が、その近くの3つの自治会にだけ説明をしています。そこで出た2、3の意見を基に、候補地を今まさにごみが出た場所に変更いたしました。この変更をもって大空町は住民の合意を得たとしています。

この経過については広域協議会にも報告され、その中では、別の候補地にするというのは全て白紙に戻すことになる、については、スケジュールが遅れるから大空町が提案したところで良いと協議の上、選定されています。これは現町長が議会で説明しています。

大空町民の説明会用の資料に、2023年11月の議会合同委員会において東藻琴に決めたと書いてあります。その議事録の公開を私たちは請求いたしましたが、秘密会議であるとして拒否の通知がありました。住民に秘密にしなければいけないとは、住民と合意できているとする根拠がないことを示しています。

次に、小さな町にたくさんのごみを運んでくるのはどう考えても不合理です。運搬費も排気ガスも増え、道路への負荷も増大します。網走のごみは斜網地区全体の42%あります。多くの網走市民の声としても、どうして網走のたくさんのごみを東藻琴へ運ぶのかと聞こえてきます。

これから長い年月にわたり使い続ける施設です。建設費用だけでなく、運転費用、メンテナンス費用、改修費用、道路の補修等々がかかり続けます。

厚労省によると、25年後に人口は40%から48%も減少すると言います。このときに税負担を受ける人口は全部でどれだけのいるのでしょうか。次世代に過大な税負担を残していいのでしょうか。

この点からも、私たちは、今回の問題は、単に大空町だけのことでなく、1市5町それぞれの町の将来にわたっての大きな課題であると捉えています。

白紙撤回となり、用地の選定の見直しを始めると新聞報道で読みました。東藻琴に決めたときのような住民軽視の進め方ではなく、環境省も言うように、地元理解を得ることは最優先の課題であると捉えて、透明性を持って進めていただきたい。

最後になりますが、人口規模が大きくごみも多い広域化において、指導的な役割を果たす市が用地を確保し、条件を提示し、その条件に合意できる市町村が参画していくという流れが全国的に見て一般的です。

網走市議会におかれましては、住民の声に耳を傾け、人口減に見合う、またこの寒冷地にふさわしい施設の新設に向けて議論していただきますよう心からお願いしまして、趣旨声明といたします。

御清聴ありがとうございます。

○永本浩子委員長 御説明ありがとうございます。

それでは、請願者は議場を出て、3階傍聴席にお戻りください。

ここで、請願者が傍聴席に戻る間、暫時休憩いたします。

午前11時18分休憩

午前11時19分再開

○永本浩子委員長 再開いたします。

それでは、この請願について皆さんの御見解をお示しくください。

○村椿敏章委員

(148字取り消し)

1市5町の広域ごみに関してずっと議論してきましたが、その全てはその建設予定地、大空町東藻琴の住民の合意があるというふうにして進んできた、そこが大前提でした。しかし、今回の請願からは疑問の声、反対の意見が噴出したというふうにも書いてあります。やはりここを再検討することを求めます。

それから、新設する処理施設の規模とか方式についても、将来にふさわしいものにとすることは当然のことでもありますし、やはり今まで住民の合意のないまま場所を決めてきたこと自体が問題であり、そして、中心となった網走市の水谷市長が会長を務める、そして網走市役所内に事務局を置く斜地区廃棄物処理広域化推進協議会、ここの責任は重大だと思います。

白紙撤回を決断したからいいというのではなく、1市5町でこれから再検討も始まりますから、しっかりと合意の上で場所も決め、そして処理方式も決めていくということを確かなものにしていくためにも、この請願は採択すべきと考えます。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかにご意見ございますか。

○古田純也委員 今、直接請願者からの訴えをしっかりと聞かせていただきましたが、この度提出されているこの請願に対しては、やはり白紙撤回されているということで、建設予定地も今後どうなるかわからないという部分に関しましては、私はコメントというか、難しいので、まず一旦立ち止まるという部分はあるんですけど、この提出されている内容に関しましては採択しかねる、不採択ということですよ。

○永本浩子委員長 不採択ということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ほかに御意見。

○里見哲也委員 わざわざお越しいたできて、説明いただいております。

この内容について、白紙撤回という状況がありますけれども、この請願を採択すべきかどうかを考えると、この場所や方式についてはまだ未決定、白紙も含めてなっていますから、この選択肢を狭める可能性もあると考えますので、これを決めるのは1市5町の一部事務組合という部分がある中では、内容は十分理解できるんですけども、この請願として受けるかどうかということについては不採択であるべきかなというふうに考えます。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに御意見。

○古都宣裕委員 請願に関わる部分があるので、先ほどの白紙撤回の部分についてちょっと質疑をさせていただきたいんですけども、先ほどの説明の中では、場所に関してはという白紙撤回ということだったんですけども、今ある処理方式、メタンコンバインド方式に対しては白紙撤回ではないという理解になるんですが、そのような理解で合っていますか。

○田邊雄三廃棄物処理広域化推進室長 会議の中では、処理方式についてはメタンコンバインドで議論を進めてきました。そのことは尊重しつつも、今後候補地がどうなるか、また全体的にかかってくる経費というところもありますので、変更するということも、選択肢は否定はしないというか、そういったことも含めて、ただ、メタンコンバインドはメタンコンバインドで検討はされている、その変更については決定ではないですけども、今後の状況によってはわからない部分もあるということだけの確認をしております。

○古都宣裕委員 今の説明であるならば、メタンコンバインド方式を念頭には考えるけれども、候補地の場所によっては面積が足りない等の理由もあるので、ほかの方式の検討も外すものではないという理解でいいということですか。

○田邊雄三廃棄物処理広域化推進室長 面積だけではありませんけれども、何かの要因でそういう検討をしなくてはいけない、基本はメタンコンバインドでも単独の焼却施設でも焼却ということではありますので、そのところは変わらないということでございます。

○古都宣裕委員 大方理解しました。であるならば、

やはり請願者の願意もわかります。た記の1については白紙撤回、あの場所についてはされたということで、今、場所については、改めて1市5町の中で効率的な場所の選定の中でまた今後再検討されていくんだろうなというのはわかりました。

この記の2に対しては、これは全体的に関わるもので、将来的にもふさわしい処理施設を適切な環境と方式で新設すること。何も造るなという話ではないので、これは私たち文教民生委員としても、メタン発酵施設、そして焼却施設を先日見てきたところでありませう。メタン発酵施設について、やはりごみ総量の確保が難しいというところの現実を見てきました。そこを考えたときに、やはりこの記の2に対しては、実際に、本当にこのまま進めて、メタンコンバインドという部分は消えてはいないですからね、そういったところを考えたときに、全く排除しないではありません。もっと革新的な何かが出てくる可能性はありますけれども、そうしたところも考えたときに、将来的な負担がやはり少ない、現実的なものやることがごく当たり前のことですので、それに関して異を唱えるものは何もないので、私も採択すべきかなと思います。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに御意見ございますか。

それでは、現時点では採択が2名、不採択が2名ということで、意見の一致を見なかったということで、この件に関しましては継続審査としたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永本浩子委員長 それでは次に進みます。

次に、高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書提出要請について、皆さんの御見解をお示ください。

○村椿敏章委員 高等教育の学費軽減、奨学金返済の負担軽減を求める要請、私たちが出させていただいたものですが、今、学費の負担が非常に重くて、そしてこの間、衆議院選挙でも、自民党の方々もやはり無償化すべきだと。そして、ここに書かれているとおりなんですけど、ほかの野党も無償化を目指そうというところに来ています。

また、入学金の制度についても、これも問題があると思います。

あわせて、奨学金については給付型の奨学金が非常に少なく、ほとんどが借金となる奨学金であります。先日の南ヶ丘高校の生徒たちからも、給付型の奨

学金を増やしてほしいという要望も出されています。

また、奨学金については、借りている方々が卒業のときには300万円から500万円ぐらいの借金を抱えて卒業しなければならないという状況もあります。それをずっと返さなければならないですから、生活に余裕がない今の若い人たちの状況というのがあるわけです。

なので、ここについても半額免除を行うことということを書かせていただきました。

ぜひ、今の状況を皆さんにも理解していただいて、採択していただければと思います。

よろしく願いいたします。

○永本浩子委員長 ほかに御意見ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求め意見書提出要請については、全会一致により採択すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

○永本浩子委員長 次に、選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書提出要請について、皆さんの御見解をお示してください。

○村椿敏章委員 これについても私たちから上げさせていただいたんですが、ここの中に書かれているように、国連の女性差別撤廃委員会から、この選択的夫婦別姓制度について導入するように4回も是正勧告がされています。日本の男女の格差が非常に低いということも指摘されていますし、そして、この選択的夫婦別姓ですから、今までどおり姓を変える人も当然いるでしょうし、だけれども、それによって困っている人たちがいるわけです。仕事上の不利益なことや日常生活でも苦痛も生じているということですので、今、自民党の一部の方だけがこれに反対している状況です。野党も選択的夫婦別姓制度を導入すべきところまで今来ていますので、ぜひ網走市議会からもこの声を上げていただけたらと思います。

採択ということで、皆さんにもよろしく願いいたします。

○永本浩子委員長 ほかに御意見ございますか。

○里見哲也委員 この案文にある選択的夫婦別姓制度を要望するということは、もう十分内容は理解できません。

ただ一方では、これに反対する、現状のままがよしとすべしという声もあって、それゆえに国会でも討論の中で出されていますけれども、まだ論議が停滞しているのかなと思っています。ただ、本件は国民全員の権利や利益に影響する法的な問題でもありますから、地方議会の議員としては、私は少数意見を切り捨てるような形になりかねないこういった請願はちょっと採択しづらい、一方を切り捨てることになりかねないという意味では、ですから、申し訳ないんですけども、この論議の中で配慮しているということを御理解いただきながら、私としては不採択というふうに表明したいと思います。

○永本浩子委員長 ほかに御意見ございますか。

○古田純也委員 大変、制度の導入によりやっばりいろいろな影響を及ぼす部分はあるかもしれませんが、やはり夫婦別姓の選択肢、今家族は多様化の時代になってきておりますので、柔軟な社会を築くためにはこれは必要な部分ではないかと私は思います。

採択すべきだと私は思います。

○永本浩子委員長 ほかに御意見ございますか。

○村椿敏章委員 委員間討論という形でさせていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○永本浩子委員長 今、村椿委員より委員間討論という要望がありましたけれども、皆様それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、まだ御意見を述べていない方、お願いいたします。

○村椿敏章委員 今の地方議会ではこういう部分について議論するのは、そして採択するのはどうかという御意見だったと思うんですけども、やっばり国で話すことでしょうかということだけでとどめないで、結局は網走市民の中にも不利益を生じている人たちもいるでしょうし、困っている人たちもいる。市民の声を受けた私たち議会がこういうことについてしっかり議論して、採択していくことが国に対して大きな力になる、国に対して制度を導入せよという大きな力になると思うんです。なので、これは馴染まないわけではないと思います。どうでしょうか。

○里見哲也委員 馴染まないというふうに言っているわけではなくて、そうではない、現状のままがいいというふうな方の意見が全く拾われない形になるおそれがあるので、議論をすることはいいことだというふうに思っているんですけども、これはやっばり立法府たる国会が決めるべきことだろうというふうに考える

ということです。

○永本浩子委員長 ほかに御意見いかがでしょうか。

○古都宣裕委員 地方から意見を上げるのは大変大事なことで、今までも網走市議会としても、国に地方からの意見を上げているという歴史はずっと続いているんだなと思います。

この願意を見ても、選択的夫婦別姓、選択できるんですよ。今総務省でも通称を認められたりとかしておりますけれども、まだ手続上、やはり日本は古くからの歴史上、男性の姓に女性が変わることが多いというところもありますし、その後、手続等もいろいろ煩雑であったり、もし将来的にないのが理想ですけども、離別したりとかというときに、また煩雑な手続があったりだとかという部分で不利益を被ることも確かに存在するというのは認められているところだと思います。そうした中で、やはり姓を変えたくないというところの中でやっていく人たちが一定数存在するというのも今現在認められているところでありまして、ただ、日本のシステムは戸籍をしっかりと追えるようなシステムになっている。しっかりとその人が何者であるかというのを証明するために、このシステムだけはしっかりと維持しなければいけない、そのシステムを維持しながら、早急にこれをどちらも選べるように認めていきませんかという願意だと思いますので、私は、別に今すぐやれではなくて、これをもっと加速させて実現していきましょうよという願意からすると、これは網走市議会としてもしっかりと出すべき、採択すべきものではないのかなと思います。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに御意見のある方。

○金兵智則委員 私自身もちろん採択すべきだということだと思います。

委員間討論に今なっているので、自分の意見を述べるだけでいいのかわからないですけども、ごめんなさい、不採択の理由があまりにも明確ではないところがあるものですから、多分みんな腑に落ちていないのかなという部分があるので、もう一度不採択の理由、明確にお伺いしたいなというのが現状です。

いかがでしょうか。

○里見哲也委員 急ぐべしという今お話があったと思うんですけども、そこは賛同もちろんします。けれども、これは今までどおりでない駄目だという、一方では反対側の意見がある中で、それを切り捨ててまで、個人の意見としてではなくて、議会の議員として反対の一方を切り捨ててまでの請願をするよりは、

やっぱり国の責任とさっきも言いましたが、立法府である国の責任、これはちょっとこの関連の事案でも、裁判所の判断の中でも立法府の国会でやってくれという見解が出されているものもあるようですから、ここは急ぐべしというところは大いに賛同しますけれども、この願意の中に選択的夫婦別姓制度を早期に法制化することを求めますということが、その反対側の人の意見を切り捨てるようなことになるのではないかなという感じを受けていますので、あくまでも国のほうで決まったから、選べるんだからこれでやっていきますよという、決まったことを受けて市民に説明する側の立場でいたいなという、そういう私の考えです。

○栗田政男委員 討論に参加したくないんだけど、そもそも地方議会の請願の意味を御理解いただきたいなというふうに思います。声を出したりするのは当然の権利ですよ。それを地方議会が国に上げてそういうものをつくっていくのは、声を届けるということこのシステムは法的に担保されているものなので、きちんと活用するべきですから、それに対して違和感があるとかないとか、物を言ったら遠慮するみたいな議論はちょっと変なのかなと私は思います。

それで本題ですが、私も別姓については、今の世論を全部考えるとかなりそっちの方向というか、選択できる方向に近づいているような気がしています。ただ、私も古い人間ですから、昭和の家督、家を守るという意味では、代々日本の家風はやっぱり父方と言いますか、代々その家系を存続するというのが最大の使命ですよ。妻側の姓を名乗るのは婿養子に入ったと、とか昔は言われました。そんな環境の中で育った関係で守りたいという古き習慣、それも尊重はしますが、この時代で、先ほどいろいろな意見の中に出てきて、しっかりとした情報を担保すると、そのためにマイナンバーが出来上がって、ある面ではしっかりと国民全体が管理される、いい意味では管理されてしっかりと整理されるという意味ですから、十分可能な時期に来ていると思いますし、そんなことにこだわる時代ではないのかなと私は思いますので、これは当たり前の話なので、当たり前のことを上げるのがいいのか悪いのか、別の議論として、僕はこの請願もやっぱり採択をしたいなというふうに思います。

○永本浩子委員長 それぞれ御意見が出まして、里見委員は不採択ということですけども、御意見はそのまま変わらないということよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員間討論、この辺で終了してもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、それぞれの委員の皆さんの御意見をいただきまして、採択が5名、不採択が1名ということで意見の一致を見なかったため、この件に関しましては継続審査すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、ここで理事者退出のため暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時46分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

次に、新型コロナウイルス感染症に対する経済的な負担軽減を求める意見書提出要請について審査を行います。

この要請は、令和6年9月3日に当委員会に付託され、9月6日に審査いたしました。継続審査となっております。

今回で2回目の審査となりますので、結審がつかない場合は審議未了、廃案となります。

それでは、採択もしくは不採択のどちらかでお答えいただきたいと思えます。

いかがでしょうか。

○村椿敏章委員 この要請、私たちが出させていたいただいたんですが、最初出したときには5類に移行されて、国の支援がほとんどなくなった状況があったんです。その後3か月たちましたけれども、その状況も変わらず、そして、最近また新型コロナウイルスの感染者も増えてきていると聞きます。一回なった方々のやっぱり負担が重いと。病院にもかかるのが怖くていけないという状況も当然出てくるわけです。それがまた感染症を広げるというところになりますので、ぜひこの要請については採択していただけたらと思えます。

○永本浩子委員長 ほかにいかがでしょうか。

前回不採択だった古都委員はいかがでしょう。

○古都直裕委員 私は今も考えが変わらず、不採択の方向でお願いします。

新しいワクチンもまた始まりますけれども、それに対するいろいろな話が出てきております。あくまで試験的なものでもありますし、また、記の3にはワクチンの有効性、安全性についての新たな知見もありますけれども、逆にワクチンの有効性がないというエビデンスもちゃんと出てきている中で、しっかりとその辺をちゃんと見るべきだというふうに思います。日本の

中では、逆に安全性、有効性のエビデンスを広めている部分もありますが、海外を見るとそういったエビデンスは逆に少ないというところもしっかり知っていただきたいと。そういった部分も含めた中で、今これを早急に採択することは避けたいということで、不採択をお願いします。

○永本浩子委員長 ほかにいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、意見の一致を見なかったため、この意見書提出要請については審議未了、廃案すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

ここで意見書を配付しますので、暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩

午前11時50分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

意見書案の内容を確認していただきたいと思えます。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

要請者が提出していただいた原案と全く変わらないものとなっておりますので。

それでは、高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書提出要請については、委員長名により、委員会として意見書案を本会議に上程し、意見書の提出先は、地方自治法第99条の規定に基づき、国会及び関係行政庁に提出することに決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

それでは、これで文教民生委員会を終了いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時51分閉会